

令和元年第18回(7月)
上越市選挙管理委員会臨時会

- 1 日 時 令和元年7月26日(金)午後1時30分
- 2 場 所 上越市役所 木田第1庁舎 4階 401会議室
- 3 委員会選第1号 上越市選挙管理委員会委員長選挙
- 4 付議事項
議案第73号 上越市選挙管理委員会委員長の職務代理者の指定について
- 5 報告事項
報告1 専決処分した内容について
- 6 その他
臨時会終了後、市長・議長への就任のあいさつを予定

平成30年度明るい選挙啓発標語コンクール 明推協会長賞

「変わるかも 私たちの未来 その一票で」 里公小学校5年 永井 倅乃 さん

委員会選第 1 号 上越市選挙管理委員会委員長選挙

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 187 条第 1 項及び上越市選挙管理委員会規程（昭和 46 年上越市選挙管理委員会規程第 1 号）第 2 条の規定により、上越市選挙管理委員会委員長を選挙する。

(7 月 26 日告示及び通知予定)

(地方自治法 抜粋)

第 187 条 選挙管理委員会は、委員の中から委員長を選挙しなければならない。

2 委員長は、委員会に関する事務を処理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(上越市選挙管理委員会規程 抜粋)

第 2 条 委員長の選挙は、無記名投票でこれを行い有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、得票数が同じである者があるときは、くじで当選人を定める。

2 委員会は、委員中に異議がないときは、前項の選挙にかえて指名推薦の方法を用いることができる。この場合においては委員の全員の同意があった被指名人をもって当選人とする。

第 9 条 委員会は、委員長若しくは委員長の職務代理者、委員又は補充員に異動があったときは、直ちにその旨並びにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

第 10 条 第 8 条の届出があったとき又は前条の告示をしたときは、委員長は、速やかにその旨を市議会議長及び市長に通知しなければならない。

議案第 73 号 上越市選挙管理委員会委員長の職務代理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 187 条第 3 項及び上越市選挙管理委員会規程（昭和 46 年上越市選挙管理委員会規程第 1 号）第 6 条の規定により、上越市選挙管理委員会委員長の職務代理者を指定する。

(7 月 26 日告示及び通知予定)

(上越市選挙管理委員会規程 抜粋)

第 6 条 委員長は、法第 187 条第 3 項の規定による委員(以下「委員長の職務代理者」という。)をあらかじめ会議に諮り指定しておかなければならない。

報告 1 上越市選挙管理委員及び補充員の異動に伴う告示について

上越市選挙管理委員及び補充員について、令和元年7月25日任期満了に伴い次のとおり異動があったので、上越市選挙管理委員会規程（昭和46年上越市選挙管理委員会規程第1号）第9条の規定により、次のとおり告示したので報告する。

- 1 告示日 令和元年7月26日
- 2 告示文 別紙1のとおり